**平成３０年（フ）第７８号**
兵庫県宝塚市売布２丁目２番１―301号、前住所兵庫県宝塚市清荒神３丁目４番６号
債務者　小野　俊彦
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福間　則博
4　破産債権の届出期間　平成30年７月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成３０年（フ）第１０３号**
兵庫県伊丹市森本２丁目146番地インペリアル高山301号
債務者　渡邉　久子
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　拓
4　破産債権の届出期間　平成30年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成３０年（フ）第２１１号**
北九州市小倉南区重住１丁目９番３号
債務者　川島　愛美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　貴明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第３０１号**
北九州市若松区高須南３丁目４番13―305号
債務者　筑紫　理果（旧姓花村）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第３２８号**
北九州市門司区中二十町14番３号、住民票上の住所北九州市門司区中二十町10番43号
債務者　茂木美由紀（旧姓鯵川）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第１３５号**
北九州市小倉北区高見台４番１―301号
債務者　永野真菜美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２８５号**
北九州市小倉北区大手町16番２―508号
債務者　行実　利穂
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣重　純理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第３１４号**
北九州市小倉南区中曽根１丁目10番37―203号
債務者　楠　　敦司
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　敬一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第３１８号**
福岡県遠賀郡岡垣町東高倉２丁目20番３号
リバプールⅠ202
債務者　中武　由美
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第２４２号**
北九州市門司区大字大積916番地１（103）
債務者　倉見　健太
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成３０年（フ）第３０６号**
北九州市門司区上馬寄１丁目１番１―201号
債務者　谷口小夜子
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　真聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成３０年（フ）第４１号**
秋田県横手市十文字町仁井田字町西109番地
債務者　石川　緩奈
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成３０年（フ）第１５号**
岐阜県揖斐郡揖斐川町脛永691番地
債務者　坪井　知里
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成３０年（フ）第３０号**
岐阜県揖斐郡大野町大字下磯130番地２
債務者　真島　雄二
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

**平成２９年（フ）第２３３号**
岡山県倉敷市田ノ上新町15―３　パレーシャル金谷103
債務者　田口　ミキ
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第７１号**
岡山県倉敷市連島町鶴新田1734番地４
債務者　谷口　拓光
1　決定年月日時　平成30年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成３０年（フ）第７４号**
岡山県倉敷市新田2434番地１　大建アーバンハイツ301号
債務者　清水　幸子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係